

船舶事故調査報告書

平成28年11月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月16日 08時10分ごろ
発生場所	長崎県平戸市青砂崎北北東方沖 青砂崎灯台から真方位018° 1,800m付近 （概位 北緯33°20.8′ 東経129°34.0′）
事故の概要	漁船85BENTENは、南南西進中、また、プレジャーボート第2洋海丸は、漂泊中、両船が衝突した。 85BENTEN は、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、第2洋海丸は、左舷船尾部外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 85BENTEN、19トン NS2-23036（漁船登録番号）、共栄水産有限会社 19.38m (Lr) × 4.61m × 1.82m、FRP ディーゼル機関、610kW、平成6年12月27日 第292-49005号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第2洋海丸、2.63トン 292-14584長崎、個人所有 7.70m (Lr) × 1.95m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、80kW、昭和54年6月24日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年4月1日 免許証交付日 平成24年3月29日 （平成29年3月31日まで有効） 甲板員A 男性 37歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年3月14日 免許証交付日 平成26年3月17日 （平成31年3月16日まで有効） B 船長B 男性 46歳

	<p>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年3月7日 免許証交付日 平成27年11月9日 (平成33年3月6日まで有効)</p>
死傷者等	なし
損傷	<p>A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に擦過傷、船尾部のガイドローラ左舷端に曲損等</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 北東流約0.1ノット (kn)</p>
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、まき網漁の探索兼運搬船として平戸市生月島北西方沖での漁を終え、甲板員Aが操船して長崎県佐世保市神崎漁港に向かった。</p> <p>A船は、平戸大橋を通過して針路を青砂崎に向けて約11knの対地速力で手動操舵により南南西進中、甲板員Aが、前路に同航の巡視船を視認したほか他船を認めなかったため、GPSプロッター及びレーダーの画面を広範囲が表示できるようレンジの切り換えを行い、GPSプロッターの画面に目を向けていた。</p> <p>A船は、甲板員Aがふと船首方を見たところ、約20mのところ、B船を認め、スロットルレバーに手を伸ばして停止しようとしたが、平成28年7月16日08時10分ごろ青砂崎北北東方沖において、A船の左舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、親族1人を乗せ、たい釣りの目的で、平戸市田平町深月免の船溜まりを出発して青砂崎西方沖に向かった。</p> <p>B船は、青砂崎西方沖で機関を停止して左舷船尾側からパラシュート型シーアンカーを出し、時折、機関を使用して潮上りを行いながら流し釣りを行った。</p> <p>船長Bは、流し釣りを行っている際、漁船が近くを通過して行って危険を感じていたところ、巡視船が平戸大橋を通過して南下して来るのが見えたので、巡視船にこの付近を通航する漁船に対して安全指導を行ってもらおうと思い、着用していた救命胴衣を振るなどして巡視船を呼び止めた。</p> <p>船長Bは、巡視船に安全指導を依頼した後、船首を北東方に向け、引き続き流し釣りを行っていたところ、左舷船首方に平戸大橋を通過してB船の方向に航行して来るA船を認めたものの、釣り糸が根掛かりしたので、A船がB船を避けてくれるものと思い、右舷中央部付近で釣り糸を外す作業を始めた。</p> <p>船長Bは、釣り糸を外した後、左舷船首方を見たところ、60～70m先にB船に向けて接近して来るA船を認め、危険を感じて主機を始動するとともに、B船の存在を知らせようとA船に向けて照明用</p>

	<p>の携帯型ライト（12V、55W）を点灯した。</p> <p>B船は、A船がさらに接近して来るので、船長Bが危険を感じてA船を避けようと右舵を取って機関を前進にかけたが、間に合わず、A船と衝突した。</p> <p>A船及びB船は、船長Bの通報によって駆けつけた巡視艇の指示に従い、平戸市平戸港で事情聴取を受けた後、それぞれ帰港した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故発生時、操舵室後方にある寝台で仮眠していた。</p> <p>B船は、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、青砂埼北北東方沖を南南西進中、甲板員Aが、前路に他船はいないものと思い、GPSプロッターの画面を見て見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、巡視船を認めたものの、巡視船の近くにいたB船を見落とした可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、青砂埼北北東方沖で左舷船尾からシーアンカーを出しながら船首を北東方に向けて漂泊中、船長Bが、A船がB船を避けてくれるものと思い、根掛かりした釣り糸を外す作業を行い、見張りを行っていなかったことから、接近して来るA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、青砂埼北北東方沖において、A船が南南西進中、B船が漂泊中、甲板員Aが前路に他船はいないものと思い、また、船長BがA船がB船を避けてくれるものと思い、共に見張りを行っていなかったため、甲板員AがB船に、船長Bが接近して来るA船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時適切な見張りを行うこと。 ・自船に向けて接近する船を認めた時には、適切な時期に衝突を避けるための措置を講じること。

付図1 事故発生経過概略図

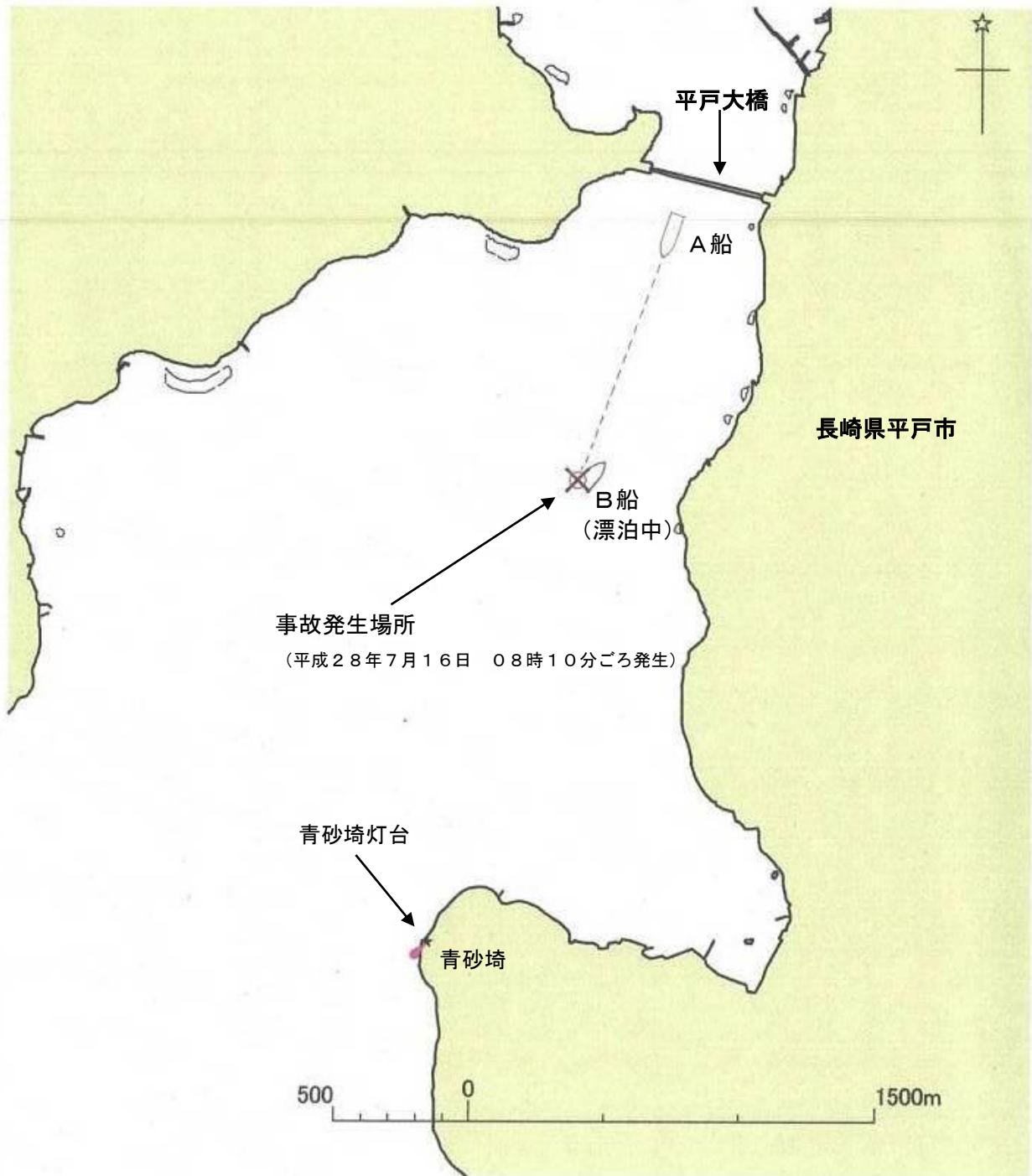


写真1 A船の損傷状況



損傷箇所

写真2 B船の損傷状況



損傷箇所

ガイドローラ（左舷端が内側に曲損）